

# 訓 令

## 埼玉県教育委員会教育長訓令第一号

埼玉県教育局  
県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一専決事項の欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二教育事務所長の項を次のように改める。

| 長 所     | 学 校 教 育 法 施 行 令 ( 昭 和 二 十 八 年 政 令 第 三 百 四 十 号 ) 第 二 十 五 条 第 五 号 に 規 定 す る 市 町 村 立 小 中 学 校 の 二 部 授 業 の 届 出 を 受 理 す る 事 務 | 市 町 村 立 中 学 校 生 徒 に 係 る 旅 客 運 賃 割 引 証 を 配 布 す る 事 務 |
|---------|---|---|
| 教 育 事 務 |   |   |

別表第三第三号を次のように改める。

| 三 教 育 委 員 会 の 会 議 に 関 す る 事 務 | 教 育 委 員 会 の 会 議 に 付 議 す る 議 案 及 び 報 告 す る 事 項 ( 埼 玉 県 教 育 委 員 会 の 権 限 に 属 す る 事 務 の 委 任 等 に 関 す る 規 則 ( 昭 和 六 十 一 年 埼 玉 県 教 育 委 員 会 規 則 第 十 三 号 ) 第 四 条 第 二 項 の 規 定 に よ り 報 告 す る 事 項 を 除 く。 ) の 原 案 を 作 成 す る 事 務 | 埼 玉 県 教 育 委 員 会 の 権 限 に 属 す る 事 務 の 委 任 等 に 関 す る 規 則 第 四 条 第 二 項 の 規 定 に よ り 教 育 委 員 会 の 会 議 に 報 告 す る 事 項 の 原 案 を 作 成 す る 事 務 |
|-------------------------------|--|---|
|                               |  |   |

別表第三第五号部長専決事項の欄1及び2を削る。

別表第四県立学校部の表県立学校人事課の項第一号事務の種類の欄中「負担法第一条」を「市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号。以下「負担法」という。）第一条」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。